

- Q. 自宅を建築中ですが、今から申請して認定を受けられますか？
- A. 建築中の住宅について認定は受けられません。
工事着手前に申請する必要があります。なお、受付後に着工することは可能です。
- Q. 工事着手前に申請が必要とのことですが、工事着手とはいつの時点を指しますか？
- A. 「工事の着手」の時点とは、建築工事のための以下の工事が開始された時点のこと
を指します。
 - ・基礎部分などを掘削する根切り工事や山留工事
 - ・基礎の杭打ち工事
 - ・建築物の基礎部分の地盤改良工事 など
- Q. 面積（規模基準）について、「居住の用途に供する面積」に算入されない部分はどのような用途がありますか？
- A. 駐車場（インナーガレージ含む）・駐輪場・バルコニー（インナーバルコニー含む）・
ポーチ・外部収納などが考えられます。詳細についてはお問合せください。
- Q. 面積（規模基準）について、「少なくともひとつの階で、階段部分を除いて 40 平方メートル以上必要」とありますが、階段部分の面積の算定について教えてください。
- A. 階段部分の面積は、水平投影面積とします。ただし、階段の下が便所・収納等として利用される場合や自由に行き来できる空間となっている場合は、当該部分の面積をその階の階段部分の面積から除くことができる場合があります。面積算定の考え方についてはお問合せください。なお、エレベーターについて、着床階においては階段部分の面積に算入されます。
なお、認定申請書（第二面）の【5.床面積の合計】欄には当該認定に係る基準法に基づく延べ面積を記載してください。また、【6.建て方】の【一戸建ての住宅の場合：各階の床面積】欄には規模基準（車庫・バルコニー・階段等を除く長期優良住宅法に則った各階の床面積）を記載してください。詳細についてはお問合せください。
- Q. 都市計画施設等の区域内では、認定を受けられないのですか？
- A. 次のアからイまでに掲げる区域内に建築するものは原則として認定できません。
ただし、イのうち土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第二条第 1 項による
土地区画整理事業の区域であって、仮換地済みであり、土地区画整理法第 76 条第
1 項による許可書の写しを添えたものは除かれます。
 - ア 都市計画法第 4 条第 6 項に規定する都市計画施設の区域
 - イ 都市計画法第 4 条第 7 項に規定する市街地開発事業の区域

Q. 承認申請書（地位の承継）は何を添付すればよいですか？

A. 地位の承継の事実を証する書類（登記事項証明書や売買契約書の写しなど）を添付してください。